

※このメールは、全宅管理のメルマガ登録をしていただいた会員限定で配信しています。

— 目 次 —

[1] 業界動向・行政動向

- ・ 国土交通省 「令和7年版国土交通白書」を公表
～みんなで支え合う活力あふれる社会を目指して～
- ・ 国土交通省 令和7年不動産鑑定士試験短答式試験合格者を公表
受験者 2,144名のうち、779名が合格
- ・ アットホーム 全国主要都市の「賃貸マンション・アパート」
募集家賃動向（2025年5月）発表

[2] 協会からのお知らせ

- ・ インターネット・セミナー 新着セミナーのご案内（7月）
- ・ 【全国で開催！】令和7年度賃貸不動産経営管理士講習のご案内
- ・ 物件オーナーとの関係強化に！月刊オーナー通信のご案内
- ・ 宅建ファミリー共済のご案内
- ・ 弁護士による電話法律相談の実施について（会員限定 無料）
- ・ 全宅管理をご紹介ください！

☆*°　°° *☆*°　°° *☆*°　°° *☆*°　°° *☆*°　°° *☆*°　°° *☆*°　°° *☆*°　°° *☆*°　°°

[1] 業界動向・行政動向

◇◆◇————◆◇◆
国土交通省 「令和7年版国土交通白書」を公表
～みんなで支え合う活力あふれる社会を目指して～

国土交通省は6月24日、同省の施策全般に関する年次報告、「令和7年版国土交通白書」を公表した。

今回の白書は、「みんなで支え合う活力あふれる社会」をテーマとして、担い手不足等によるサービスの供給制約を取り上げている。

サービスの担い手不足等、供給制約の課題を整理した上で、行政や民間によるサービスの維持・存続に向けた取り組みとして、担い手の確保、省人化・省力化技術の利活用などを挙げている。

また、供給者側の取り組みに加え、需要者側の理解や協力の下で取り組むサービスの合理化等、サービスをできるだけ維持するための工夫等を広く取り上げ、みんなで支え合いながら、活力あふれる社会を目指す姿を展望している。

白書の第Ⅰ部は、国土交通分野における担い手不足等によるサービスの供給制約の現状と課題として、第1節：担い手不足等によるサービスの供給制約、第2節：サービスの供給制約に対する国民意識。

国土交通分野における取り組みと今後の展望として、第1節：国土交通分野における施策の新展開の萌芽、第2節：望ましい将来への展望。第Ⅱ部は国土交通行政の動向：国土交通行政の各分野の動向を政策課題ごとに報告。

◇◆◇————◆◇◆
国土交通省 令和7年不動産鑑定士試験短答式試験合格者を公表
受験者 2,144名のうち、779名が合格
◆◇◆————◆◇◆

国土交通省は6月25日、令和7年不動産鑑定士試験短答式試験の結果、受験者2,144名のうち、779名が合格した、と公表した。

合格者の内訳は、男性658名、女性121名。平均年齢は36.6歳で、最高齢76歳、最年少17歳。合格率は36.3%。なお、短答式試験の合格者は、論文式試験（8月2日～4日）を受験することができる。

不動産鑑定士試験は、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産鑑定士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するもので、土地鑑定委員会が短答式及び論文式により行っている。

◇◆◇————◆◇◆
アットホーム 全国主要都市の「賃貸マンション・アパート」
募集家賃動向（2025年5月）発表
◆◇◆————◆◇◆

不動産情報サービスのアットホーム（株）は6月24日、全国主要都市の「賃貸マンション・アパート」募集家賃動向（2025年5月）を次の通り発表した。

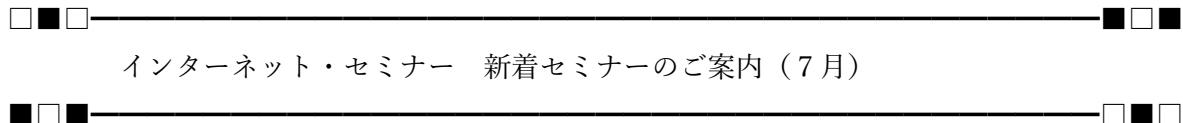
マンションの平均募集家賃は、東京 23 区、東京都下、埼玉県、千葉県、福岡市の 5 エリアが全面積帯で前年同月を上回る。

マンションは、カップル向きが神戸市、広島市を除く 11 エリアで前年同月を上回り、中でも神奈川県、埼玉県、千葉県、仙台市、大阪市、福岡市の 6 エリアで、2015 年 1 月以降、最高値を更新した。東京 23 区のシングル向きは 12 カ月連続で、2015 年 1 月以降、最高値を更新し、平均募集家賃は 10 万円の大台を超えた。

一方アパートは、カップル向きが仙台市を除く 12 エリアで前年同月を上回り、中でも東京 23 区、埼玉県、千葉県、京都市、大阪市、神戸市の 6 エリアで 2015 年 1 月以降、最高値を更新した。

☆° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。 *☆*° 。。

[2] 協会からのお知らせ



インターネット・セミナー 新着セミナーのご案内（7月）

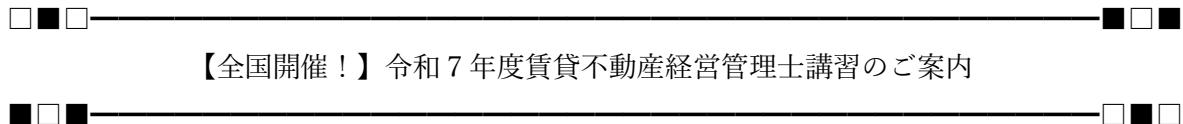


本会では、会員の皆様が見たい時に見たい場所で研修動画を閲覧できるよう「インターネット・セミナー」ページを本会ホームページに開設しております。

- ・誰でも簡単にチラシが作れる「Canva」実践講座 ※公開期限：2025 年 9 月 30 日
- ・経理担当者向け 経理の基礎～財務諸表編～ ※公開期限：2025 年 9 月 30 日
- ・世界に茶レンジ！茶ソス？をつかんだ話～体験談から学ぶ海外展開～
- ・不確実な今を生き抜くための交渉力～AI 時代こそ、ヒトとの信頼関係を！～
- ・AI を使ってお金をかけずに採用 採用難時代を勝ち抜く！

詳細につきましては、下記インターネット・セミナーページをご確認ください。

(<http://www.chinkan.jp/member-page/training/>)



【全国開催！】令和 7 年度賃貸不動産経営管理士講習のご案内



全宅管理では、今年度の賃貸不動産経営管理士講習の受講申込を受付中です。

受講者は、修了年度とその翌年度の賃貸不動産経営管理士試験における試験問題 50 問のうち 5 問が免除されます。

講習は全国 47 都道府県の会場で開催されます。本会ホームページ「賃貸不動産経営管理士講習」ページより、各会場の日程等をご確認の上、ぜひ受講をご検討ください！

既に定員に達した会場や定員間近の会場もございます。

【大規模または複数日程の会場はこちら！】

- | | | |
|-------|-----------|------------------------|
| ・宮城県 | 宮城県不動産会館 | 9月17日（水）、18日（木）、19日（金） |
| ・千葉県 | 千葉県宅建会館 | 8月27日（水） |
| ・神奈川県 | 神奈川県不動産会館 | 8月5日（火）、9月3日（水）、19日（金） |
| ・愛知県 | 愛知県宅建会館 | 8月25日（月） |
| ・京都府 | 京都経済センター | 8月6日（水） |
| ・大阪府 | 天満研修センター | 8月26日（火） |
| ・福岡県 | 福岡県不動産会館 | 9月3日（水）、12日（金） |

※賃貸不動産経営管理士とは…

賃貸住宅管理業法において、賃貸住宅管理業務を行う上で設置が義務付けられている「業務管理者」の要件を満たす「国家資格」です。

賃貸住宅管理に関する知識・技能・倫理観を持った専門家としてその能力を発揮し、賃貸不動産の管理を適切に行うことを通じて、オーナーの資産の有効活用、賃借人等の安全・安心を確保するといった非常に重要な役割を担っています。

賃貸不動産経営管理士講習ページ（本会 HP 内）：<https://chinkan.jp/lp/training>



物件オーナーとの関係強化に！月刊オーナー通信のご案内



アップライト企画が提供する「月刊オーナー通信」制作代行サービスのご案内です。

管理物件を増やすための有効なツールで、物件オーナーとのコミュニケーション作りに役立ちます。また、オーナーとの関係強化により、さまざまな案件の受注にもつながる可能性もございます。

自社で制作するような手間がかからず、会員限定の安価な価格での提供も実現しておりますので、この機会に是非ご利用をご検討ください。

詳細につきましては、下記をご参照ください。

□ ■ □ ━━━━━━ ■ □ ■

宅建ファミリー共済のご案内

■ □ ■ ━━━━━━ □ ■ □

株式会社宅建ファミリー共済が提供する「住宅用賃貸総合補償保険」のご案内です。

同社は、賃貸物件入居者向けの家財・什器備品補償や借家人賠償保険等を行う少額短期保険業者で、家財、設備・備品類など入居者の資産の万一の事故に備える補償と、オーナーへの賠償責任や水漏れ事故などによる第三者への賠償責任をカバーする補償のご案内をしております。全契約で戸室内での孤独死による「特殊清掃費用」(30万円程度)に対応した他、「特殊清掃費用」(50万円まで)と「遺品整理費用」を補償する追加プランもございます。

詳細につきましては、下記をご参照ください。

□ ■ □ ━━━━━━ ■ □ ■

弁護士による電話法律相談の実施について（会員限定 無料）

■ □ ■ ━━━━━━ □ ■ □

本会では会員限定のサービスとして、賃貸不動産管理に係る電話による無料法律相談を実施しております。

※事前予約制、毎週月曜日（休日の場合は翌営業日）13時～16時開催。

1回の相談につき15分程度。

直近の日程をご案内いたします。

【7月】7日（月）、14日（月）、22日（火）、28日（月）

※弁護士の体調不良等やむを得ない事情により急遽中止となる場合がございます。

ご予約方法は、本会ホームページ「電話法律相談のご案内」より予約表を印刷していただき、必要事項をご記入の上、FAXにてご予約ください。

なお、今までに電話法律相談に寄せられた質問を「電話法律相談よくあるご質問」としてまとめております。是非ご参照ください。

電話法律相談（会員限定・無料）のご案内

（<https://chinkan.jp/member-page/support/reserve>）

□ ■ □ ━━━━━━ ■ □ ■

全宅管理をご紹介ください！

■ □ ■ ━━━━━━ □ ■ □

全宅管理は会員の皆様からの紹介で入会された新規入会会員を対象に初年度の年会費が免除される「サポートー制度」を実施しています。

『「住まう」に、寄りそう。』の想いを多くの方に広げて頂けますよう、ぜひ宅建協会のお仲間にも全宅管理をご紹介くださいますようお願いいたします。

全宅管理サポートー制度会員紹介状

(https://chinkan.jp/application/views/cmn_files/uploads/about/info_file1_414.pdf)

**....**....**....**....**....**....**....**....**....*

◇全宅管理ホームページ「お悩み相談コーナー」稼働中！！

本会では、ホームページに会員間交流の場として

「お悩み相談コーナー」を設置しております。

日頃の業務で思ったこと、気になったこと、大変なこと、お悩み事など…

小さなことでも構いません。日頃感じていることを呴いてみませんか？

お悩みの解決や、業者間の関係構築にもつながるかもしれません！

共感できる投稿があれば、ぜひコメントしてみてくださいね♪

まずは、下記 URL よりアクセス！

全宅管理 お悩み相談コーナー

(https://chinkan.jp/branch/top_bbs)

**....**....**....**....**....**....**....*